

平成28年12月5日提出

財産の処分について

財産を次のように処分する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 土地 24, 223. 43平方メートル
- 2 所 在 地 熊本市北区植木町今藤字吉部原543番8 外1筆
- 3 処分価格 219, 456, 648円
- 4 相 手 方 熊本市中央区出水8丁目9番37号
熊本アイ・ビー産業 株式会社
代表取締役 堤 勝也

(提出理由)

今藤工業団地分譲用地の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図

